

日光市高齢者運転免許証自主返納支援事業について

65歳以上の高齢者ドライバーの方へ、運転免許証の自主返納を支援いたします！

○対象者

- ・日光市にお住まいの満65歳以上の方で、平成24年4月1日以降に保有するすべての運転免許証を自主返納した方。
 - ※満65歳の時に免許更新がある方で、更新を行わずに自主返納を行う方は、必ず誕生日を過ぎてから1か月以内（免許失効前）に、管轄の警察署にて手続きをお願いします。
- ・運転免許証を失効した方は対象外になります。

○支援内容

次の2つのいずれか1つを選択（1人につき1回限り）

1. 市内バス・タクシー共通利用券（11,000円分）の交付
2. 交通系ICカード（保証金500円含む11,000円分）の交付
 - ※交通系ICカードの利用方法及び利用できる市内バス・タクシー事業者様についての詳細は裏面をご覧ください。

○申請に必要なもの

- ・「運転免許の取消通知書」または「運転免許証を自主返納したことがわかる書類（運転経歴証明書など）」
 - ※運転免許証自主返納後、必ず「運転免許の取消通知書」が自主返納窓口で発行されますので、支援事業に必要な書類として保管してください。
 - ※運転経歴証明書の取得を希望される方は、自主返納窓口で同時に申請してください。

運転経歴証明書は、運転免許を自主返納し、申請すると取得できます。公的な身分証明書として使用できるほか、提示することで栃木県の自主返納サポート事業協賛店舗でさまざまな特典を受けることができます。

○申請場所

- ・日光市役所本庁（生活安全課）
 - ・各行政センター
 - ・各地区センター・各出張所
- ※土日・祝日（年末年始除く）は、日光市役所本庁（市民課）にて申請ください。

○手続き

- ・原則として、自主返納した方ご本人の申請になります。
- ・申請時に提示していただく書類は、コピーをさせていただきます。
- ・利用券等の交付は、申請後、後日ご自宅に郵送いたします。

支援内容について

1. バス・タクシー共通利用券（11,000 円分）

- (1) この共通利用券で利用できるタクシーは、日光市内に営業所を有するタクシー事業者に限ります。
- (2) この共通利用券で利用できるバスは、日光市営バス及び日光市内を発着地とする路線を営むバス事業者に限ります。なお、「JR宇都宮駅～日光東照宮線」、「JR宇都宮駅～今市車庫線」ではご利用できませんのでご注意ください。

2. 交通系 IC カード（保証金 500 円含む 11,000 円分）

- (1) 交通系 IC カードが利用できるタクシーは、日光市内外問わず IC カード決済端末が搭載されている車両がある事業者でご利用できます。
※令和 6 年 4 月 1 日時点で利用できる市内タクシー事業者は下記のとおりとなります。

交通系 IC カードが利用できる市内タクシー事業者一覧（令和 6 年 4 月 1 日時点）

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・今市タクシー株式会社 | ・三英自動車株式会社 |
| ・栃木交通バス株式会社大和交通営業所 | ・日光交通株式会社 |
| ・有限会社イワモト交通 | ・株式会社鬼怒川タクシー |

- (2) 交通系 IC カードが利用できる市営バス路線は、下記のとおりとなります。

交通系 IC カードが利用できる市営バス路線

- | | | |
|-------|------|--------|
| ・下小林線 | ・今中線 | ・市営住宅線 |
|-------|------|--------|

- (3) 交通系 IC カードが利用できる市内民間バス事業者は、下記のとおりとなります。

交通系 IC カードが利用できる市営バス路線

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・関東自動車株式会社（一部路線で使用不可） | ・東武バス日光株式会社 |
|-----------------------|-------------|

- (4) 交通系 IC カードが利用できる鉄道路線は、下記のとおりとなります。

交通系 IC カードが利用できる鉄道路線

- | | |
|------------|---------|
| ・東日本旅客鉄道沿線 | ・東武鉄道沿線 |
|------------|---------|

※渡良瀬鉄道及び野岩鉄道では IC カードが利用できませんのでご注意ください。

問合せ先

日光市市民生活部 生活安全課 生活環境係（日光市役所本庁舎 2 階）
電話 0288-21-5112 FAX 0288-21-5121